

# 第 33 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 5 年 2 月 24 日							
開 催 場 所	行 田 市 役 所 203 会 議 室							
開 議 時 刻	9 時 00 分							
閉 議 時 刻	9 時 48 分							
会 長	大関守宏		会長代理		島田勇・藤間光治			
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要		議席 番号	氏 名	摘 要	
	1	國 島 健 一	出○席 欠 席		9	町 田 実	出○席 欠 席	
	2	島 田 勇	出○席 欠 席		10	藤 間 光 治	出○席 欠 席	
	3	大 関 守 宏	出○席 欠 席		11	中 村 賢 一	出○席 欠 席	
	4	伊 東 普 丈	出○席 欠 席		12	新 井 健 一	出○席 欠 席	
	5	寺 田 浩 市	出○席 欠 席		13	太 田 浩	出○席 欠 席	
	6	長 谷 部 明	出○席 欠 席					
	7	石 井 幸 壽	出○席 欠 席					
8	宮 崎 薫	出○席 欠 席						

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①	瀧田孝市	出○席 欠席	⑪	福田 栄	出○席 欠席
	②			⑫	門倉 浩一	出○席 欠席
	③			⑬		
	④	浜山陽子	出○席 欠席	⑭		
	⑤			⑮		
	⑥			⑯	茂木 忠	出席 欠○席
	⑦			⑰	小河原達矢	出○席 欠席
	⑧			⑱		
	⑨			⑲		
			⑳			
関係者				書記	局長	前島伸行
					次長	広田敦史
					主任	赤城太郎

<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 議長選出</p> <p>4 議事録署名人の選出 5 議事 「議案第1号」 農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局長 会長</p> <p>議長</p> <p>事務局次長</p>	<p>開会宣告（9：00）</p> <p>あいさつ</p> <p>農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）</p> <p>議事録署名人の選出についてですが、國島委員、石井委員のご両名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、7件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、樋上〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、さいたま市大宮区吉敷町〇丁目〇〇〇番地〇ー〇〇〇 〇〇 〇〇さんが所有する堤根字中通〇〇〇番、地目：田、1, 087㎡ 外7筆、計8, 255㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。県道上中森鴻巣線の東西に位置する堤根地内のご覧の農地でございます。</p> <p>次に進行番号2でございますが、小針〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、小針〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する小針字大沼〇〇〇〇番、地目：田、680㎡ 外10筆、計1万984㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。古代蓮の里北側から東側に位置する小針地内のご覧の農地でございます。</p> <p>次に進行番号3でございますが、埼玉〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、藤原町〇丁目〇〇番地〇〇 〇〇〇さんが所有する埼玉字中通〇〇〇〇番〇、地目：田、495㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。小針クリーンセンターの西に位置する埼玉地内の農振農用地でございます。</p> <p>次に進行番号4でございますが、斎条〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、斎条〇〇〇番地 〇 〇〇さんが所有する斎条字新田〇〇〇番〇、地目：畑、698㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p>
--	---	---

		<p>場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。県道熊谷羽生線の南に位置する齋条地内のご覧の農地でございます。</p> <p>次に進行番号5でございますが、荒木〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、熊谷市戸出〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが所有する荒木字前田〇〇〇番、地目：畑、479㎡ 外7筆、計2,866㎡について、経営の拡大を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。国道125号線の北に位置する荒木地内のご覧の農地でございます。</p> <p>次に進行番号6でございますが、持田〇丁目〇番〇〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役〇〇 〇〇さんが、前谷〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する持田字六反沼〇〇〇番〇、地目：田、922㎡ 外2筆、計1,946㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。泉小学校の北に位置する持田地内の農振農用地でございます。</p> <p>次に進行番号7でございますが、齋条〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、〇〇〇〇〇〇〇が所有する齊條字北反戸〇〇〇〇番、地目：田、363㎡ 外3筆、計1,952㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。 行田市消防署北分署の東に位置する齋条地内のご覧の農地でございます。</p> <p>以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>島田委員 事務局次長 進行番号6番の譲受人の企業ですが、経営の拡大ということになってはいますが農業をやっているのですか。名称が分かり辛いのですが、不動産業が〇〇〇、農業法人が〇〇〇〇となっております、こちらは〇〇〇〇のほうになります。</p> <p>宮崎委員 事務局次長 その関係で質問ですが、実績が出るのはいつ頃からになりますか。 去年頃から始めていますが、ブルーベリーなどの果樹だと実がなるまでに3年位かかると聞いておりますのでまだあと2年位はかかるかと思われま。</p>
--	--	---



<p>『議案第3号』 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	議長	<p>可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
	議長	<p>事務局から議案第2号についての説明及び藤間委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
	議長	<p>(なし)</p>
	議長	<p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p>
議長	議長	<p>(全員挙手)</p>
事務局次長	事務局次長	<p>挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。</p>
事務局次長	事務局次長	<p>次に、『議案第3号』農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p>
事務局次長	事務局次長	<p>事務局より説明をいたさせます。</p>
事務局次長	事務局次長	<p>議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。議案第3号は、5件となっております。</p>
事務局次長	事務局次長	<p>進行番号1でございますが、前谷〇〇〇〇番地〇-〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが、妻である〇〇 〇〇さんが所有する前谷字北通〇〇〇番〇、地目：田、498㎡について、使用貸借により住宅1棟、79.49㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p>
事務局次長	事務局次長	<p>申請人は、現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長や将来のことを考えて義理の父親が住む隣接地で住宅の建築を計画し申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p>
事務局次長	事務局次長	<p>場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。ものづくり大学の北西に位置する前谷地内の集落に接する農地でございます。</p>
事務局次長	事務局次長	<p>次に進行番号2でございますが、桜町〇丁目〇〇番〇〇号-〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが、義理の祖父である斎条〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する斎条字蓮河原〇〇〇〇番、地目：畑、307㎡について、使用貸借により住宅1棟、74.52㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p>
事務局次長	事務局次長	<p>申請人は、現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたことから住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p>
事務局次長	事務局次長	<p>場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。県道熊谷羽生線の北に位置する斎条地内の集</p>

落内農地でございます。

次に進行番号3でございますが、長野〇丁目〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇さんが、母親である〇〇 〇〇さんが所有する長野字天神〇〇〇〇番〇、地目：畑、45㎡外1筆、計50.03㎡について、使用貸借により住宅1棟、102.27㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、市内の実家で生活しておりますが、結婚を機に住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の11ページをご覧ください。さきたま古墳公園の北に位置する長野地内の集落内農地でございます。

なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請地と合計すると面積は332.33㎡になる予定でございます。

次に進行番号4でございますが、上尾市本町〇丁目〇番〇〇-〇号 〇〇 〇〇さんが、叔父である前谷〇〇〇〇番地 〇〇 〇さんが所有する前谷字下屋敷〇〇〇番〇、地目：田、472㎡について、売買により住宅1棟、142.19㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、上尾市内の社宅で家族と共に生活しておりますが、子育てなど将来のことを考えて、生まれ育った本市で住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の12ページをご覧ください。ものつくり大学の西に位置する前谷地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号5でございますが、堤根〇〇〇番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇 〇〇さんが、堤根〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する堤根字上〇〇〇番〇、地目：田、159㎡ 外3筆、計1,952㎡について、賃貸借により駐車場敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、申請地の近隣で運送業を営んでおりますが、業務の拡張により駐車場は既に一杯の状態であり、事故も発生するなど危険な状態となっていることから、新しい駐車場用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の13ページをご覧ください。国道17号バイパスの南に位置する堤根地内の集落内農地でございます。

以上で議案第3号の説明を終わりますが、去る2月20日、現地調査をしていただいておりますので、中

<p>『議案第4号』 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>中村委員</p>	<p>村委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る2月20日、私と藤間委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
	<p>議長</p>	<p>事務局から議案第3号についての説明及び中村委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>議長</p>	<p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p>
	<p>議長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。</p>
	<p>事務局次長</p>	<p>次に、『議案第4号』農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の3ページをお願いします。議案第4号は1件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、小見〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、忍〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇さんが所有する谷郷字新田〇〇〇〇番〇、地目：田、469㎡ 外1筆、計488㎡について、令和4年12月14日付けで住宅の建築について許可を取得しておりますが、その許可内容のうち、道路後退用地の不足による再分筆のための区画の変更をしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請地の東側に接する道路は、建築基準法により道路後退が必要な道路であり、当初許可でも分筆して後退する計画となっておりますが、その分筆の際、現地を測量した測量図ではなく、公図を元に分筆してしまったため後退距離が足りなくなってしまうとのことでございます。</p> <p>今回の変更は建築基準法に規定する道路後退の措置によるものであり、また、転用区域自体が変わるものではないため、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の14ページをご覧ください。県道行田市停車場酒巻線の東に位置する谷郷地内の集落内農地でございます。</p>

『議案第5号』 農業振興地域の整備 に関する法律第13条 第1項の規定による農 業振興地域整備計画の 変更について	議長	<p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第4号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。</p> <p>(なし)</p>
	議長	<p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第4号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
	議長	<p>挙手全員と認めます。よって議案第4号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第5号』農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p>
	事務局次長	<p>議案第5号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画の変更について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の4ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、農業振興地域内の農用地の除外について「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2」の規定により、行田市からその除外について農業委員会に意見を求められているものでございます。今回は、重要変更が1件でございます。重要変更とは、農業用施設などの軽微な変更以外の用途に変更を行おうとする場合でございます。</p> <p>進行番号ごとにご説明いたしますが、これらの案件は去る11月16日に、農政課、建築開発課及び農業委員会事務局において現地調査を実施していることをご報告いたします。</p> <p>進行番号1でございますが、栄町〇番〇〇号 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇 〇〇さんが、小見〇〇 〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する小見字棒川〇〇〇番、地目：田、998㎡について、資材置場にしたいとして農用地から除外してほしい旨の申し出があったものでございます。</p> <p>申請人は、市内に事務所を置き、解体工事業を営んでおり、現在、既存の資材置場は申請地の隣接地に1ヶ所、白岡市と栃木市にそれぞれ1ヶ所ずつ所有しております。</p> <p>一方で近年は本市周辺の市町村や県南方面での仕事が増えており、既存の資材置場の位置では仕事の効率が悪くなっておりました。そこで資材置場を1ヶ所に集約し、各現場への移動を考慮すると本市に拠点を置きたいと考えていたところ、当該申請地について承諾が得られたため申し出に至ったものでございます。本件は申請地以外に拡張できる土地はなく、また、除外の要件をすべて満たしていると考えられることからや</p>

報告事項		<p>むを得ないものと思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の15ページをご覧ください。県道上中森鴻巣線の東に位置する小見地内のご覧の農振農用地でございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p>
	議長	<p>事務局から議案第5号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
	國島委員	<p>この〇〇〇〇ですが、最近、荒木地内の土地を購入し資材置場に行っているところがあります。一カ所に集約したいということですがその辺はどうなのですか。</p>
	事務局次長	<p>農政課からの協議資料には、市内の資材置場は申請地の隣接地だけになっております。他にも市内に資材置場があるならば申請の内容と違うことになりまして話が変わってくる可能性があります。この件は調査する必要があるかと思っておりますので、農業委員会の意見として調査の必要性があるという意見を付すことは出来ます。</p>
	島田委員 事務局次長 議長	<p>その問題が解決した場合、再びこの場に話は来るのですか。</p> <p>解決した場合は改めてその内容をもって審議していただくこととなります。</p> <p>他にご意見、ご質問はございますか。</p> <p>(なし)</p>
	議長	<p>他にないようですので議案第5号につきましては、ただいまの内容について調査の必要性があるという意見を付して回答するというところでよろしいでしょうか。賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
	議長	<p>挙手全員と認めます。よって議案第5号は調査の必要性があると意見を付して回答することといたします。次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p>
	主任	<p>議案書4ページをご覧ください。</p> <p>(1)及び(2)につきましては、市街化区域内における転用でございます。</p> <p>市街化区域内における転用行為は届出の手續きとなっております。</p> <p>(1)「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。</p> <p>本件は、2件の届出があり、転用目的は、分譲住宅敷地、グループホームでございます。</p> <p>添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>続いて、(2)「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」ございま</p>

6 その他	議長	<p>す。本件は、2件の届出があり、転用目的は、資材置き場、住宅敷地でございます。</p> <p>添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>続いて、(3)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。</p> <p>本件は、19件の届出があり、利用権等により農地の貸し借りを解約した場合に農業委員会に対し、通知するものでございます。</p> <p>合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願いたします。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
7 閉会	事務局長 主任	<p>つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について</li> <li>・ 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について</li> <li>・ 令和5年度最適化活動の目標の設定等について</li> </ul>
	事務局長	<p>以上をもちまして、第33回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>(9:48)</p>

と  
認  
め  
た  
事  
項  
と  
そ  
の  
他  
特  
に  
重  
要

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....

署 名 委 員

.....

署 名 委 員

.....